

生涯健口！

笑顔が輝くまちぬまづ

沼津市歯科口腔保健計画



平成27年3月

沼津市

はじめに

生涯健やかに暮らせることは、誰にとっても喜ばしく、望まれる大切なことです。

中でも、歯と口の健康を保つことは、食べることや話すことという生活する上で大事な機能を維持するだけでなく、糖尿病をはじめとする生活習慣病や認知症の予防につながるなど、全身の健康保持に大変重要な役割を持つことが明らかになってきております。



本市では、これまで市民の皆様が生涯にわたり心身ともに健康で、いつまでもいきいきと暮らせるまちづくりのため、「生涯健康！笑顔で暮らせるまち ぬまづ」を基本理念とした「沼津市健康増進計画」を策定しております。

また、歯と口の健康づくりは、全身の健康の保持増進、健康寿命の延伸につながるなど、健康で質の高い生活を営む上で大変重要な要素となっていることから、「歯・口の健康」の推進のため、平成25年10月に「沼津市民の歯と口の健康づくり条例」を制定するとともに、このたび、乳幼児から高齢者まで、市民の各ライフステージに応じた歯科口腔衛生向上の取り組みを推進する「沼津市歯科口腔保健計画」を策定しました。

市民の皆様一人ひとりが、歯科口腔保健計画を実践することにより、歯と口の健康に関する正しい知識を持ち、歯と口の健康を通じて、生涯健やかに過ごしていただくことを切に願っております。

引き続き、市民・地域・関係団体の皆様と連携し、さらなる歯科口腔保健の向上に取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見とご提言をいただきました、沼津市民健康増進会議及び沼津市民の歯と口の健康づくり会議の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をいただきました、市民の皆様にご心からお礼申しあげるとともに、計画推進に対して一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

沼津市長 栗原 裕康

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第 2 章 沼津市の歯科口腔保健に関する現状	3
1 沼津市に関する現状	3
(1) 人口と世帯数の推移	3
(2) 歯科診療所の状況	4
(3) 国民健康保険疾病別受診状況	4
(4) 特定健康診査の結果（肥満・高血圧・糖尿病・喫煙）	5
(5) 歯科口腔保健事業	6
2 歯科口腔保健に関する現状	7
(1) 歯科健診結果	7
(2) 幼児健診での歯科アンケート結果	9
(3) 歯周病検診の結果	10
(4) 8020の達成状況	12
(5) 高齢者の口腔の状況	13
3 市民の歯と口の健康実態や意識	14
(1) 予防のために1年に1回以上、定期的な歯の検診を受けている人の割合 ..	15
(2) 歯間清掃用具（デンタルフロス・歯間ブラシ）を使用している人の割合 ..	16
(3) 現在の歯の本数	17
(4) 噛んで食べる時の状態	18
第 3 章 計画の基本的な考え方	19
1 基本方針	19
2 目 標	19
3 計画の推進体制	21
4 計画の体系	22

第4章 施策の展開	23
1 ライフステージ別取り組み内容	23
(1) 妊娠・乳幼児・学齢期	23
(2) 青年・成人期	28
(3) 高齢期・障害のある人	33
2 ライフステージ毎の取り組み	38
参考資料	40
1 沼津市歯科口腔保健計画の策定体制	40
2 沼津市民の歯と口の健康づくり条例	41
3 沼津市民の歯と口の健康づくり会議規程及び名簿	43
4 沼津市歯科口腔保健計画策定委員会設置要綱	45

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

歯と口の健康づくりは、生涯を通じて自分の歯でよく噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

歯と口を健康に保つには、生涯にわたり、歯と口の健康づくりに取り組むことが重要であることから、国においては、歯科疾患の予防等による口腔の健康保持の推進に関する施策を総合的に推進する「歯科口腔保健の推進に関する法律」が、平成23年8月に施行されました。

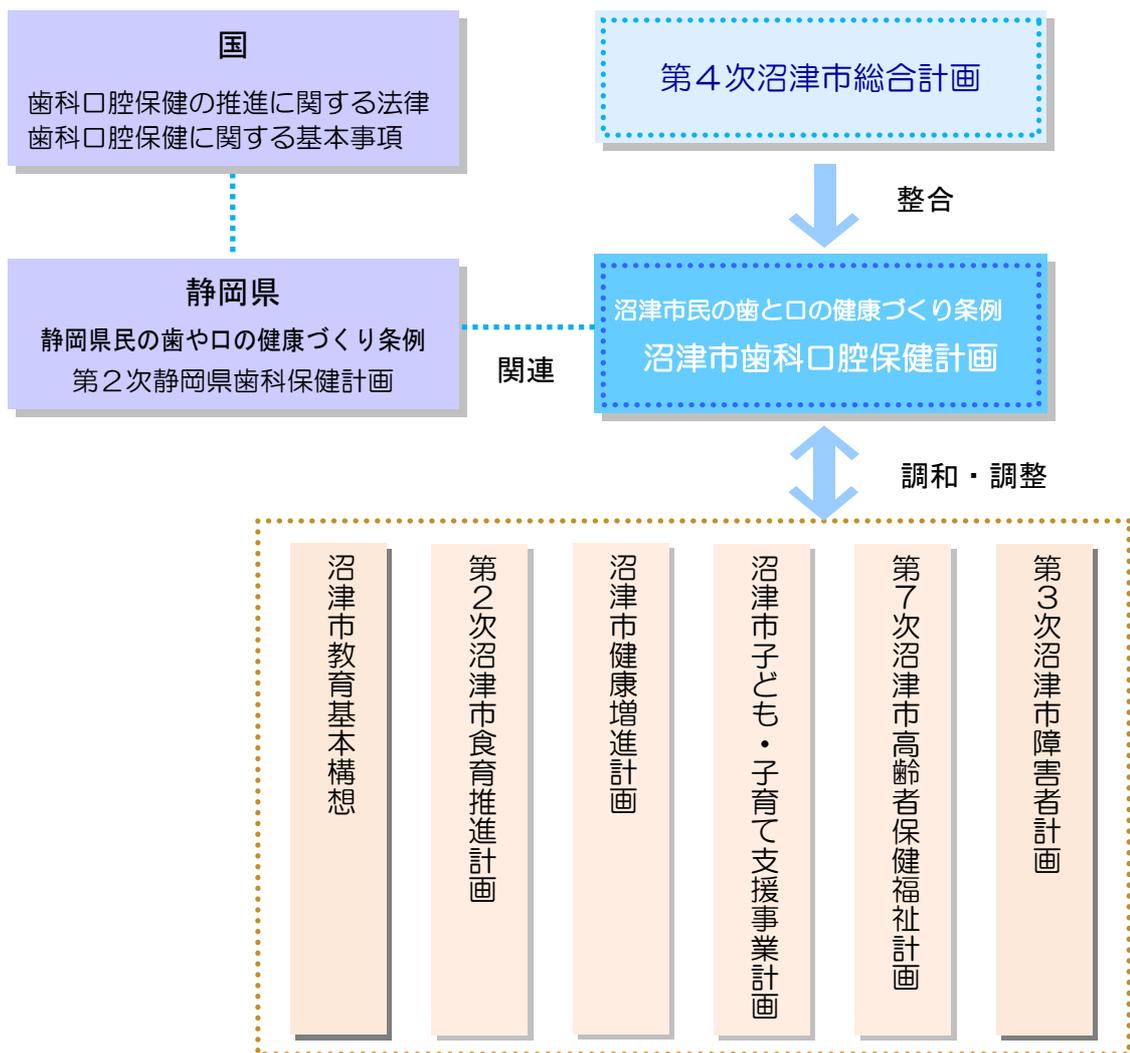
またこれに先立ち静岡県では、平成21年12月に「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」が施行され、県は市町等との連携体制を構築し、県民の歯と口の健康づくりを図ることとなっています。そして、生涯にわたる県民の歯や口の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯や口の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとして、平成23年3月に「第2次静岡県歯科保健計画」を策定しました。

本市では、平成23年3月に策定した「沼津市健康増進計画」において「～生涯健康！笑顔で暮らせるまち ぬまづ～」を基本理念とし、健康領域の一つとして「歯・口の健康」を推進しています。

これらを踏まえ、平成25年10月に「沼津市民の歯と口の健康づくり条例」を施行しました。この条例に基づき、市民一人ひとりが自己の健康管理による歯と口の健康づくりの重要性の理解を深め、毎日の生活の中で実践できるよう、市民・地域・関係団体・行政が一体となって歯科口腔保健のさらなる向上に取り組むための具体的な行動計画・指標として「沼津市歯科口腔保健計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第4次沼津市総合計画」を上位計画として、その他の関連計画との調和を保ちながら、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、静岡県「第2次静岡県歯科保健計画」と整合性を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年とします。
ただし、国・静岡県の行政施策の動向や社会情勢の変化に即し、見直しを行います。

第2章 沼津市の歯科口腔保健に関する現状

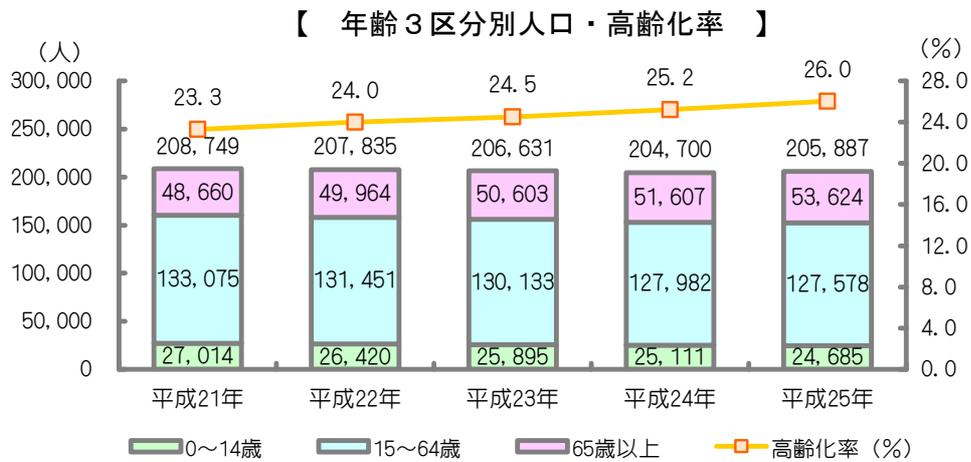
1 沼津市に関する現状

(1) 人口と世帯数の推移

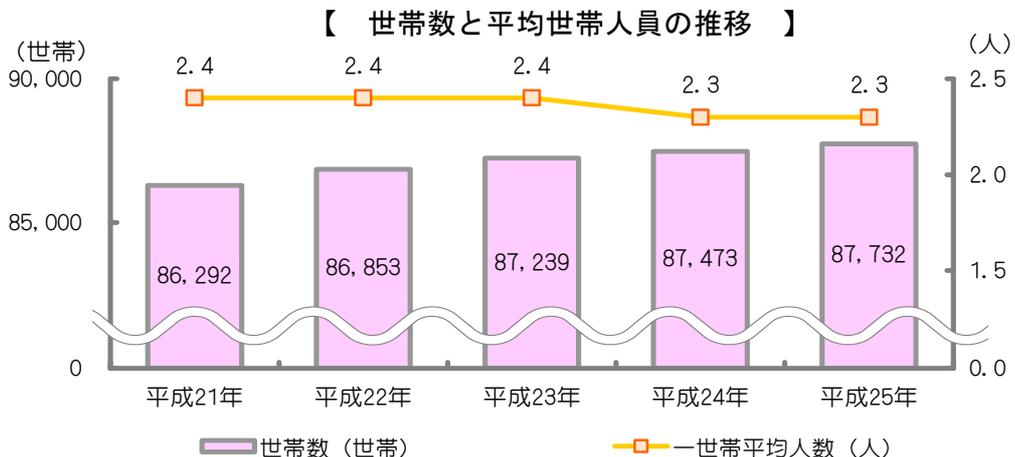
本市の人口は、平成25年4月現在205,887人で、平成21年から2,862人減少しています。

年齢3区分別にみると、平成21年から0～14歳が2,329人減少、15～64歳が5,497人減少、65歳以上が4,964人増加しています。高齢化率は2.7%増加しています。

また、世帯数は平成25年4月現在87,732世帯で、平成21年から1,440世帯増加しています。しかし、平均世帯人員は、平成21年から0.1人減少しています。



資料：沼津市統計書（各年4月1日現在）



資料：沼津市統計書（各年4月1日現在）

第2章 沼津市の歯科口腔保健に関する現状

(2) 歯科診療所の状況

沼津市の歯科診療所は平成24年10月1日現在、133箇所となっています。
人口10万人あたりの歯科診療所数をみると、沼津市は67.1で県平均より高くなっています。

【歯科診療所の状況】

	歯科診療所数	人口10万人当たりの 歯科診療所数
沼津市	133	67.1
静岡県	1,765	47.3

資料：厚生労働省「医療施設調査」（県所管：健康福祉部管理局政策監）

(3) 国民健康保険疾病別受診状況

5～9歳では、「う蝕（むし歯）」が1位になっています。20～54歳では、「歯肉炎及び歯周疾患」が1位になっています。0～4歳以外のすべての年齢に歯科疾患が入っており、歯科治療での受診が多いことがわかります。

年齢階層別疾病順位 国民健康保険年齢階層別・疾病分類受診率（入院外）

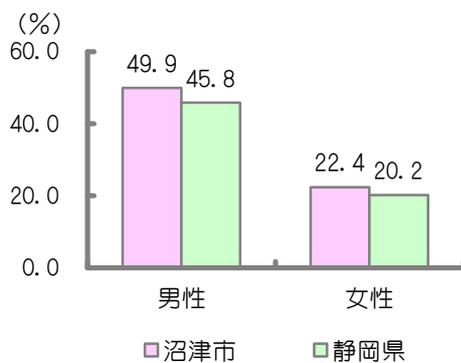
年齢区分	1位 (%)		2位 (%)		3位 (%)	
0～4歳	急性気管支炎及び急性細気管支炎	8.55	その他の急性上気道感染症	8.41	皮膚炎及び湿疹	8.34
5～9歳	う蝕	11.96	歯肉炎及び歯周疾患	4.78	屈折及び調整の障害	4.60
10～14歳	屈折及び調整の障害	6.01	う蝕	5.43	歯肉炎及び歯周疾患	4.26
15～19歳	屈折及び調整の障害	3.73	歯肉炎及び歯周疾患	2.83	その他の急性上気道感染症	2.14
20～24歳	歯肉炎及び歯周疾患	3.85	皮膚炎及び湿疹	1.95	屈折及び調整の障害	1.80
25～29歳	歯肉炎及び歯周疾患	5.06	皮膚炎及び湿疹	2.21	う蝕	2.16
30～34歳	歯肉炎及び歯周疾患	6.83	う蝕	2.90	皮膚炎及び湿疹	2.58
35～39歳	歯肉炎及び歯周疾患	6.97	う蝕	2.55	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2.29
40～44歳	歯肉炎及び歯周疾患	6.27	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2.76	う蝕	2.46
45～49歳	歯肉炎及び歯周疾患	7.76	高血圧性疾患	3.24	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2.57
50～54歳	歯肉炎及び歯周疾患	7.52	高血圧性疾患	6.49	糖尿病	2.97
55～59歳	高血圧性疾患	9.37	歯肉炎及び歯周疾患	8.56	糖尿病	4.14
60～64歳	高血圧性疾患	14.94	歯肉炎及び歯周疾患	10.24	糖尿病	5.10
65～69歳	高血圧性疾患	19.40	歯肉炎及び歯周疾患	11.31	糖尿病	6.57
70～74歳	高血圧性疾患	24.19	歯肉炎及び歯周疾患	13.40	糖尿病	8.15

資料：静岡県国民健康保険団体連合会データ（平成25年5月診療分）

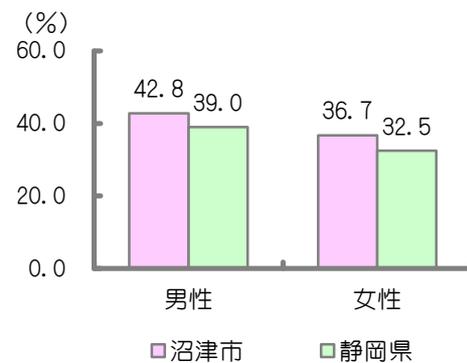
(4) 特定健康診査の結果（肥満・高血圧・糖尿病・喫煙）

生活習慣病のリスク因子である肥満・高血圧・糖尿病・喫煙の状況について、平成23年度特定健診データ分析結果をみると、糖尿病有病者の割合（女性）を除き静岡県を上回っています。

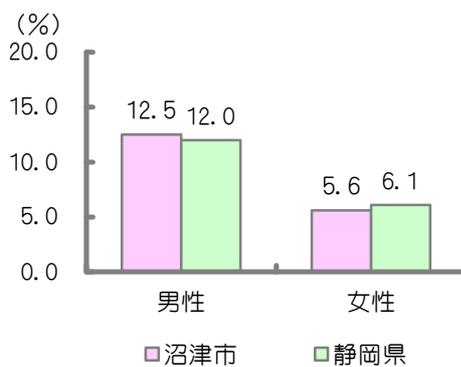
【肥満該当者^{※1}の割合】



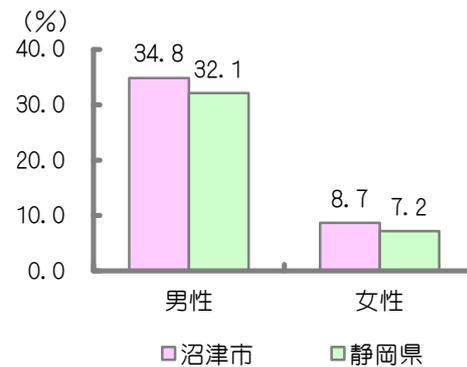
【高血圧症有病者の割合】



【糖尿病有病者の割合】



【習慣的喫煙者^{※2}の割合】



※1 BMI ≥ 25 または腹囲基準値以上の者

※2 現在、習慣的に喫煙している者

「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、「最近1ヶ月間も吸っている者」

資料：平成23年度 特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書

第2章 沼津市の歯科口腔保健に関する現状

(5) 歯科口腔保健事業

歯科口腔保健事業（平成26年度）

ライフステージ	事業名
妊娠・乳幼児・学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の歯科保健指導 ・パパとママの教室での歯周病検診・歯科保健教育 ・7か月児健康相談での歯科保健教育 ・1歳6か月児健康診査での歯科健診・歯科保健指導 ・2歳児歯科健康診査での歯科健診・歯科保健指導・フッ化物塗布 ・3歳児健康診査での歯科健診・歯科保健指導 ・乳幼児地域健康相談での歯科相談 ・保育所（園）・幼稚園（44園）でのフッ化物洗口 ・保育所（園）・幼稚園でのフッ化物洗口の促進 ・保育所（園）・幼稚園歯科健康診断 ・保育所（園）・幼稚園歯科健康診断後の要治療者への治療勧告 ・小中学校歯科健康診断 ・小中学校歯科健康診断後の要治療者への治療勧告 ・歯科保健教育（むし歯・歯周病予防、ブラッシング指導等）
青年・成人期	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病検診・歯科保健指導 ・歯科保健教育(団体からの依頼に対応) ・事業所対象の歯周病検診・歯科保健指導
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・地域出前健康講座、筋力パワーアップ教室、二次予防高齢者通所型介護予防事業での歯科保健教育
障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター等での歯科保健教育
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントでの歯周病検診・歯科保健指導 ・広報ぬまづ等での歯科保健情報の周知 ・8020推進員研修会開催 ・8020推進員育成事業

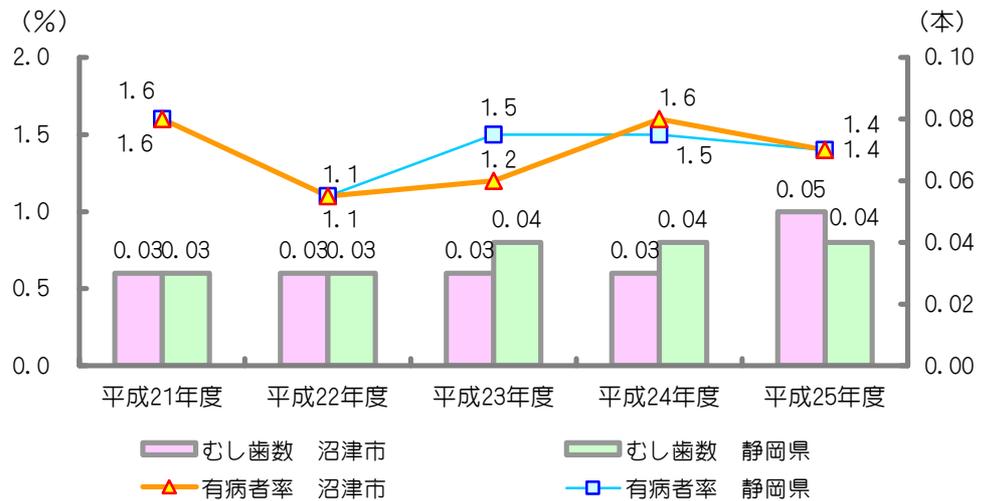
2 歯科口腔保健に関する現状

(1) 歯科健診結果

1歳6か月児の歯科健診結果をみると、平成24年度の有病者率は、静岡県を上回っています。

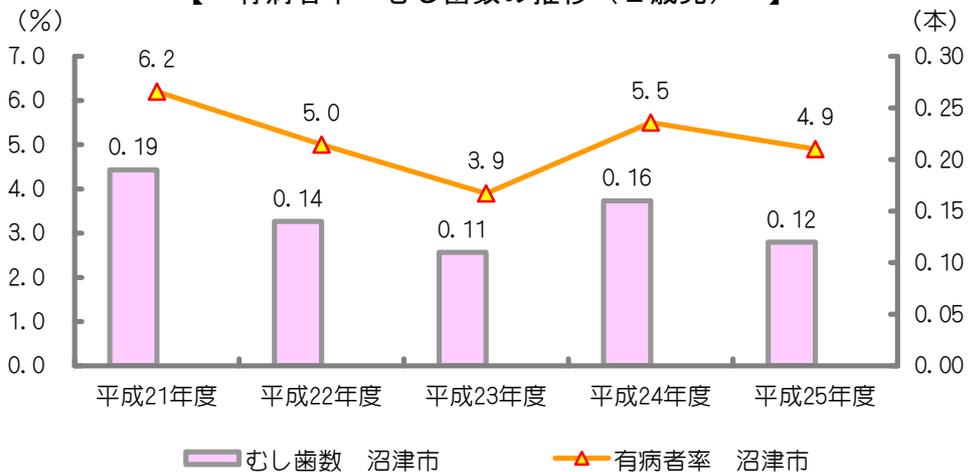
3歳児、5歳児の健診結果をみると、むし歯数、有病者率ともに減少傾向がみられますが、静岡県を上回って推移しています。

【 有病者率・むし歯数の推移（1歳6か月児） 】



資料：静岡県1歳6か月児・3歳児歯科健康診査結果

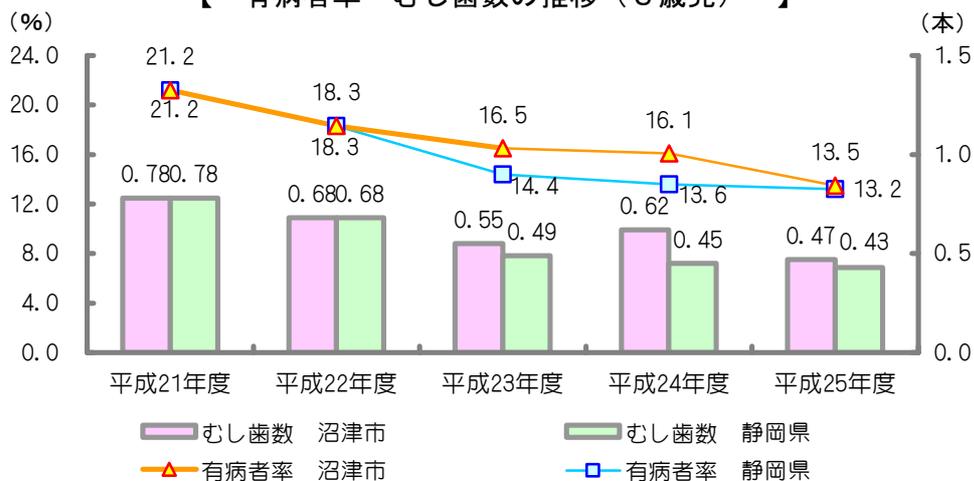
【 有病者率・むし歯数の推移（2歳児） 】



資料：健康づくり課調べ

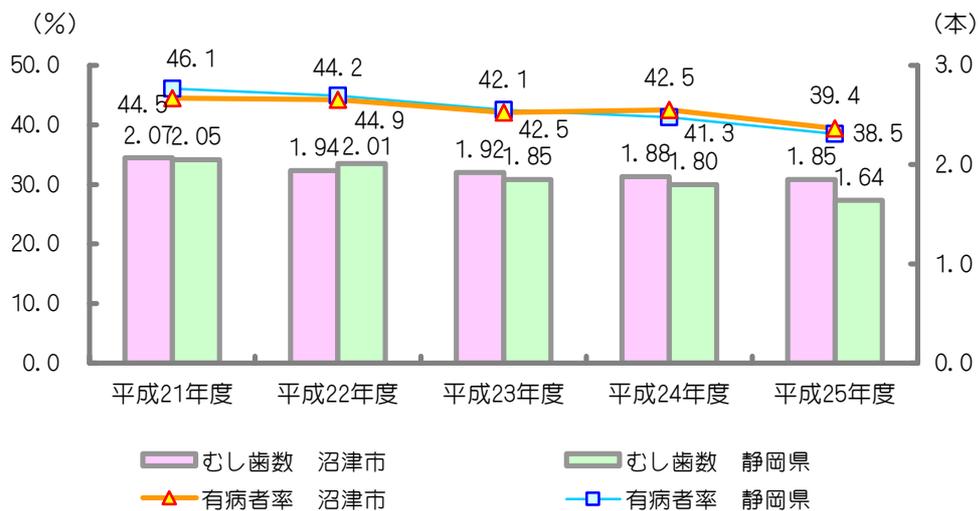
第2章 沼津市の歯科口腔保健に関する現状

【 有病者率・むし歯数の推移（3歳児） 】



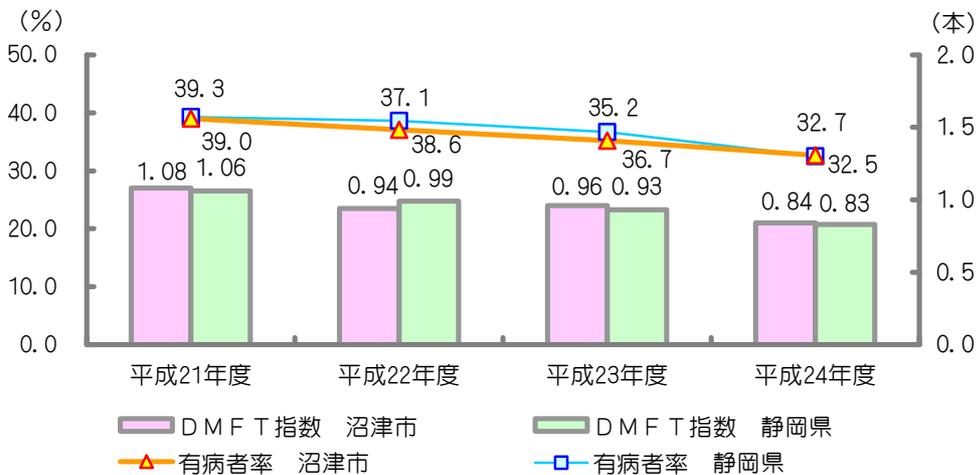
資料：静岡県1歳6か月児・3歳児歯科健康診査結果

【 有病者率・むし歯数の推移（5歳児） 】



資料：静岡県5歳児歯科調査結果

【 有病者率・むし歯数の推移（中学1年生） 】



※DMFT指数：集団における永久歯列のう蝕罹患状態を表す指数。集団の1人の平均値を表す。

資料：静岡県学校歯科健康診断結果

(2) 幼児健診での歯科アンケート結果

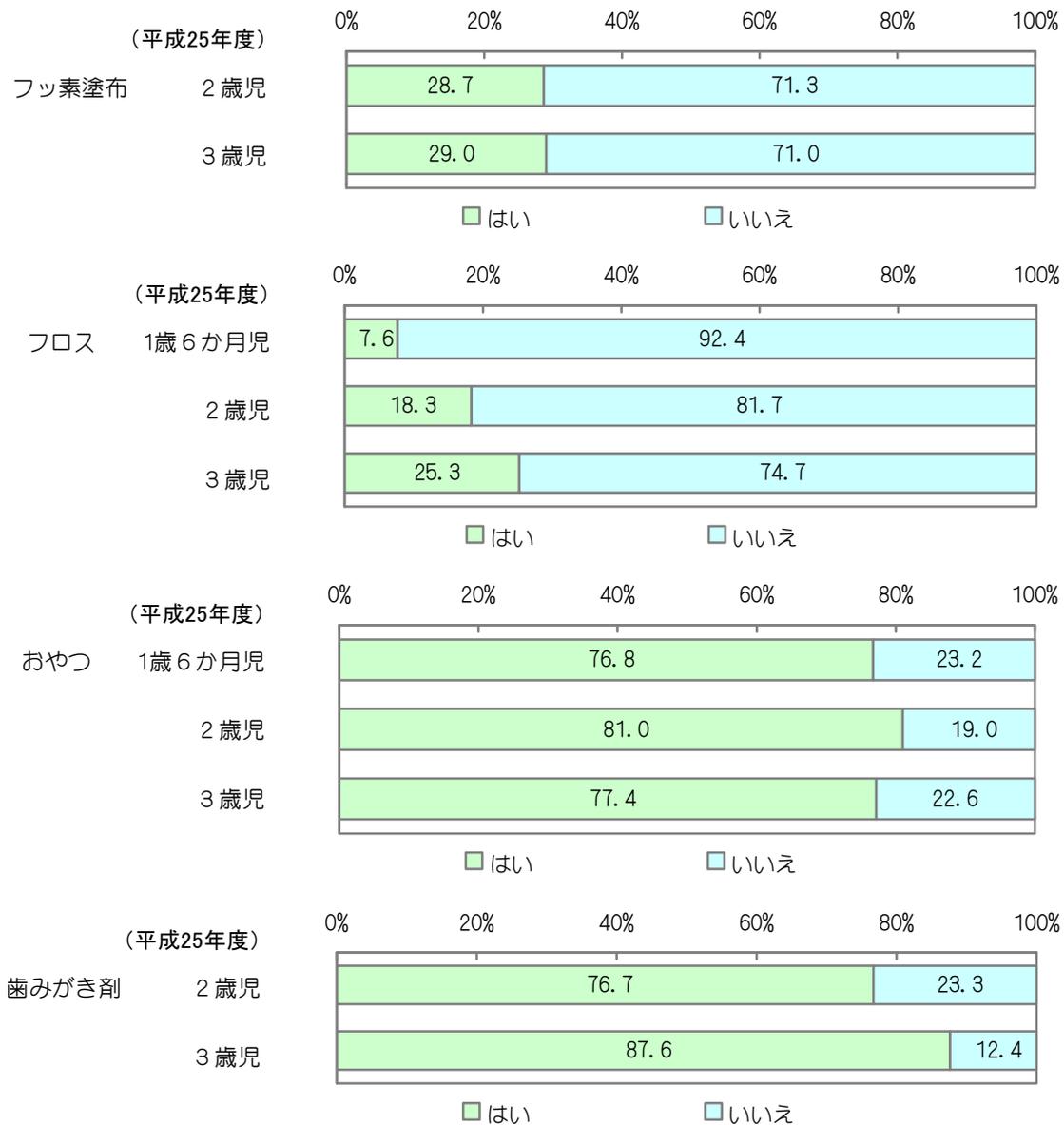
幼児健診での歯科アンケート結果をみると、フッ素塗布をしている割合は、2歳児・3歳児共に約3割となっています。また、年齢があがるにつれて、デンタルフロスを使う割合が高くなっています。

おやつ決めの割合は、どの年齢も約8割です。

質問内容

- フッ素塗布：歯科医院で定期的にフッ素塗布をしていますか？
- フロス：デンタルフロス（糸ようじ）を使っていますか？
- おやつ：おやつ決めの時間を決めていますか？
- 歯みがき剤：フッ素入り歯みがき剤を使っていますか？

【 歯科アンケート結果 】



資料：健康づくり課調べ

(3) 歯周病検診の結果

① 歯周病検診の受診状況・結果

歯周病検診の状況をみると、受診率は1%前後となっています。

平成25年度の受診結果については、受診者数930人のうち、精密検査が必要な人が770人となっており、8割以上を占めています。

【 歯周病検診の受診状況・結果 】

年度	回数* (回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結 果		
					異常なし (人)	要指導 (人)	要精検 (人)
21	48(11)	68,082	707	1.0	80	66	561
22	46(12)	68,082	565	0.8	82	65	418
23	58(24)	70,747	774	1.1	83	103	588
24	63(24)*1	70,747	825	1.2	112	88	625
25	48(12)*2	70,747	930	1.3	92	68	770

* ()はパパとママの教室歯周病検診の実施回数を再掲

※1 実施回数の内5回は、沼津市歯科医師会との共催

※2 パパとママの教室歯周病検診1回に歯科医師2人派遣にて1回と計上

資料：健康づくり課調べ

② 年代別歯周病有病率

歯周病有病率を年代別にみると、40歳代から有病率が上がる傾向にあります。

【 年代別歯周病有病率 】

	受診者数 (人)	要治療 (CPIコード※3以上)	
		有病数 (人)	有病率 (%)
20歳代	46	12	26.1
30歳代	137	36	26.3
40歳代	120	46	38.3
50歳代	79	39	49.4
60歳代	140	69	49.3
70歳代	153	72	47.1
80歳以上	46	29	63.0
合計	721	303	42.0

* パパとママの教室歯周病検診 (妊婦) 受診者数を除く

※CPIコード：CPI (Community Periodontal Index)

地域歯周疾患指数。CPIコード3以上は歯科医院での治療が必要な状態です。

資料：健康づくり課調べ(平成25年度)

③パパとママの教室歯周病検診妊婦の年代別歯周病有病率

妊婦以外の20～40歳代歯周病有病率と比べ、妊婦は有病率が高くなっています。

【 妊婦の年代別歯周病有病率 】

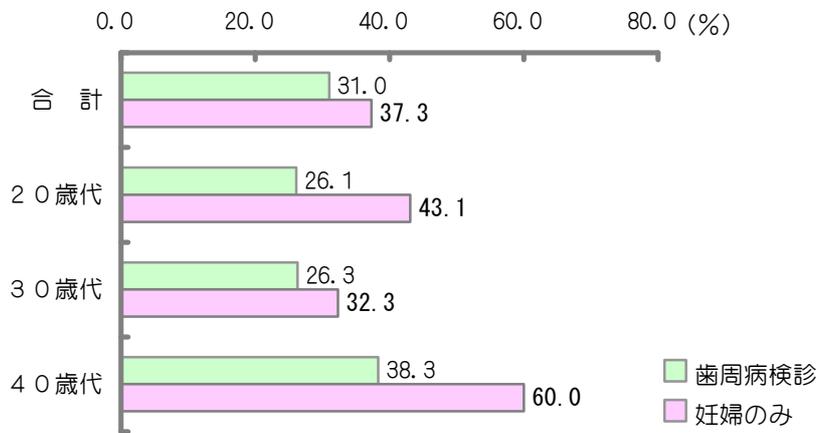
	受診者数 (人)	CPIコード※3以上	
		有病数(人)	有病率(%)
20歳代	72	31	43.1
30歳代	127	41	32.3
40歳代	10	6	60.0
合計	209	78	37.3

※CPIコード：CPI (Community Periodontal Index)

地域歯周疾患指数。CPIコード3以上は歯科医院での治療が必要な状態です。

資料：健康づくり課調べ（平成25年度）

【 妊婦の年代別歯周病有病率（再掲） 】



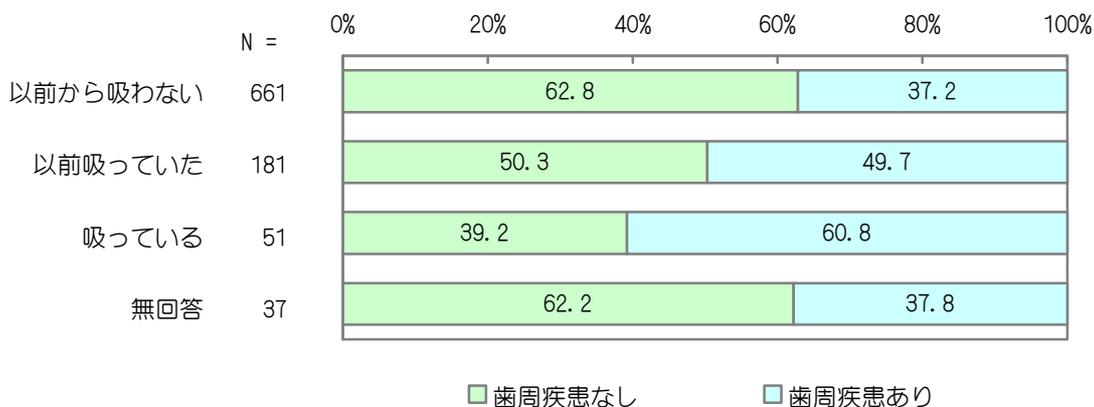
資料：健康づくり課調べ（平成25年度）

第2章 沼津市の歯科口腔保健に関する現状

④ 歯周疾患と喫煙の状況

歯周疾患のある人の割合を喫煙習慣別にみると、以前からたばこを吸わない人に比べて、以前吸っていた人、吸っている人では歯周疾患のある人の割合が高くなっています。

【 歯周疾患と喫煙群の関係 】



※歯周疾患あり：CPIコードが3以上の人を、「歯周疾患あり」としています。
資料：健康づくり課しらべ（平成25年度）

(4) 8020の達成状況

本市の達成率は、28.7%です。

【 80歳（75～84歳）で20本以上の歯をもっている人の割合 】

	達成率
沼津市	28.7%

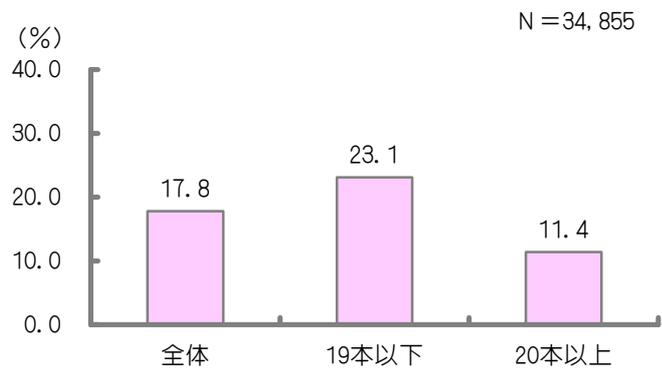
資料：沼津市長寿福祉課（平成24年度基本チェックリスト）

(参考) 国：平成23年歯科疾患実態調査において、80歳で20本以上の歯をもっている人の割合は、40.2%
県：平成25年度健康に関する県民意識調査において、80歳で20本以上の歯をもっている人の割合は、43.4%

(5) 高齢者の口腔の状況

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人の17.8%に噛む、飲み込むなどの口腔機能の低下がみられます。特に、自分の歯が19本以下の人は口腔機能が低下している傾向がみられます。

【 歯の本数と口腔機能低下者の割合 】



資料：沼津市長寿福祉課（平成24年度基本チェックリスト）

口腔機能低下者：下記の質問で3項目中2項目以上「はい」または「未回答」に該当する者

- 質問：半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか？・・・「はい」 回答者割合 23.8%
- 質問：お茶や汁物等でむせることがありますか？・・・「はい」 回答者割合 19.9%
- 質問：口の渇きが気になりますか？・・・「はい」 回答者割合 22.4%



3 市民の歯と口の健康実態や意識

「沼津市歯科口腔保健計画」の策定にあたり、市民の歯と口の健康への意識や日常生活の状況を把握するため、平成26年度市民意識調査で、歯と口の健康状態について、アンケートを実施しました。

以下に抜粋を掲載します。

◆アンケート調査の概要

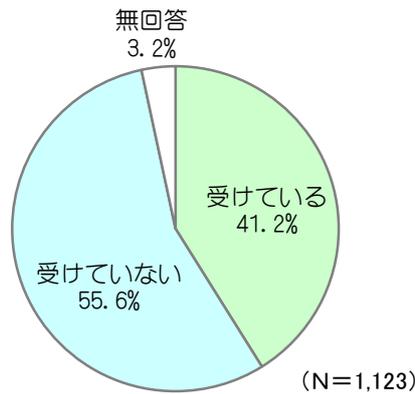
項目	内容
調査対象者	満20歳以上の市民
調査方法	郵送方式（配布及び回収とも）
調査期間	平成26年6月21日（土）～7月4日（金）
回収結果	<ul style="list-style-type: none">・発送数：2,100人・配達不能数：8人・回収数：1,123人・回収率：53.7%

注：結果は百分率で表示した。数表の百分率は小数点以下第2位を四捨五入した。その結果、個々の比率の合計が100%にならないことがある。

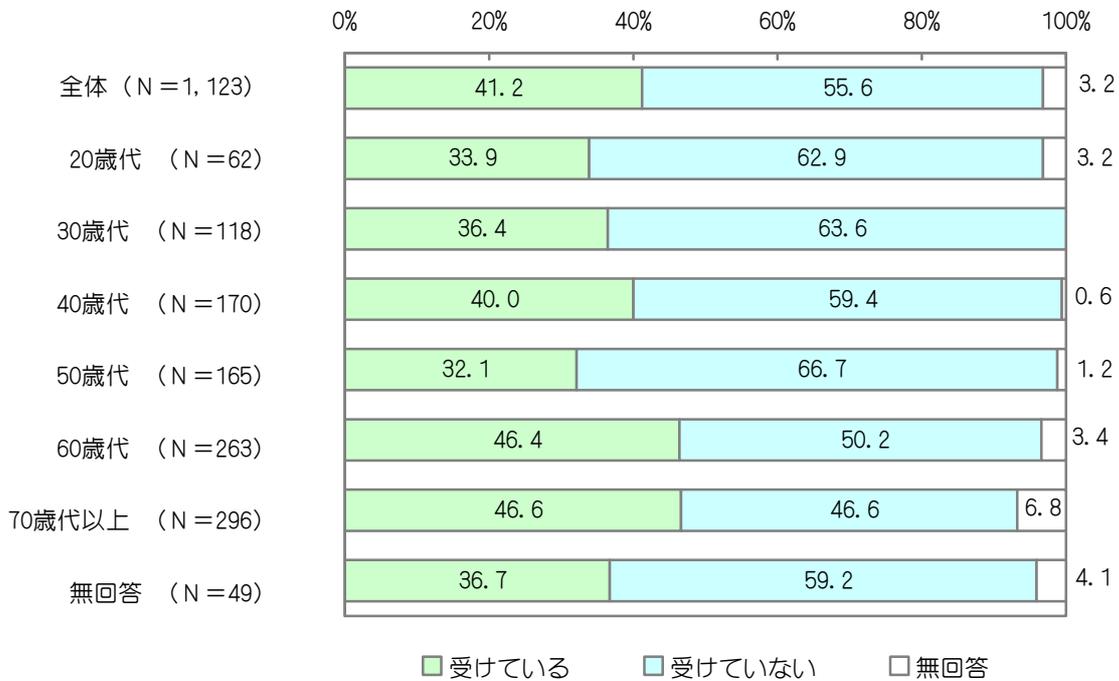
(1) 予防のために1年に1回以上、定期的な歯の検診を受けている人の割合

「受けている」と回答した人が41.2%となっています。

年代別では60歳代で46.4%、70歳代以上で46.6%と高い年代で定期的に歯科検診を受ける人が多くなっています。



【年代別】

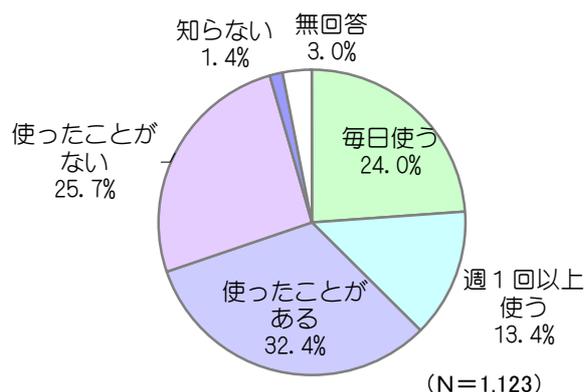


第2章 沼津市の歯科口腔保健に関する現状

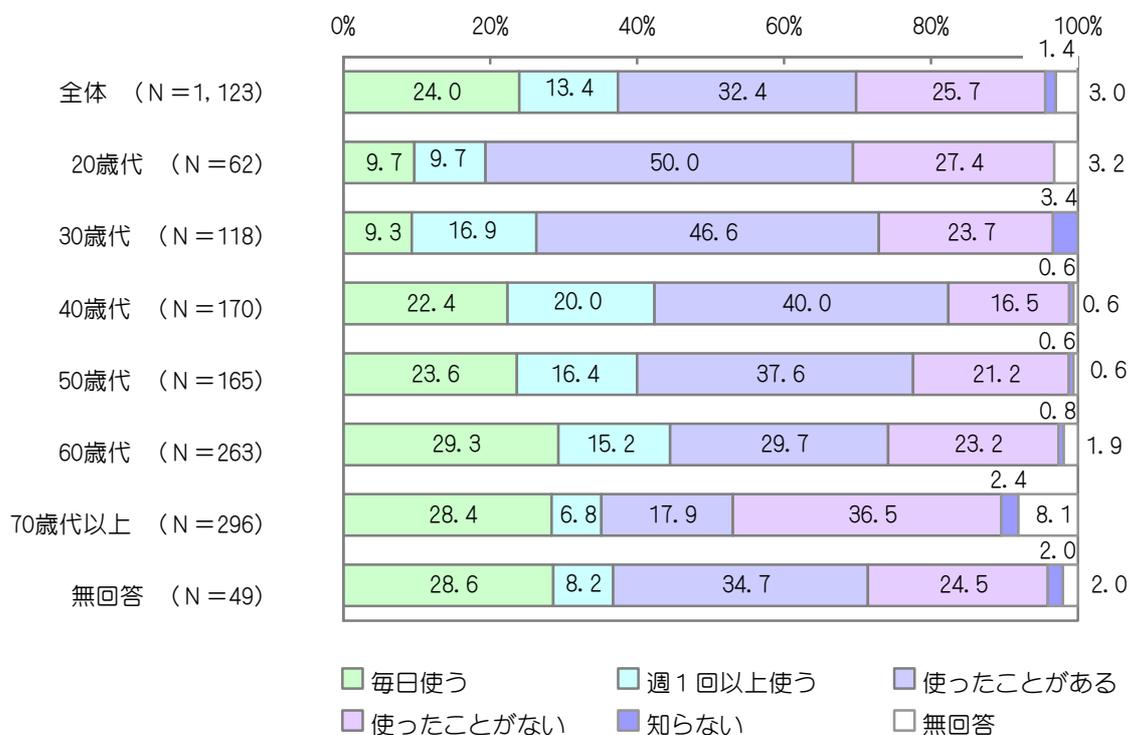
(2) 歯間清掃用具（デンタルフロス・歯間ブラシ）を使用している人の割合

「毎日使う」「週1回使う」を合わせると37.4%となっています。

年代別に見ると、20歳代で19.4%、30歳代で26.2%と他の年代に比べ低くなっています。



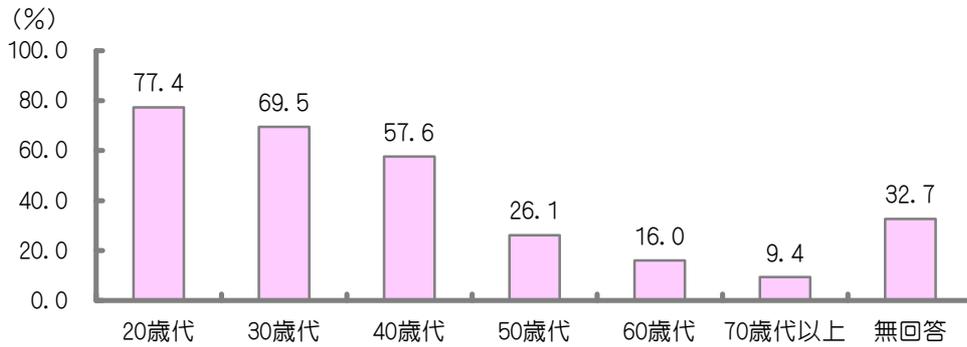
【年代別】



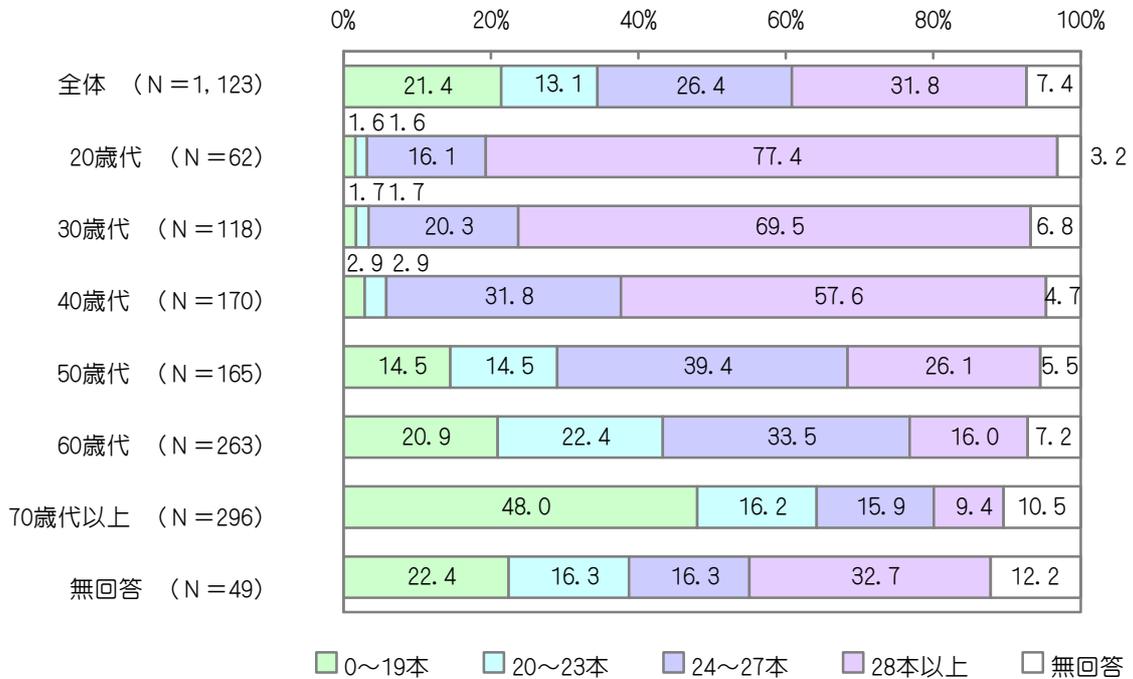
(3) 現在の歯の本数

自分の歯が28本以上ある人の割合は年代が高くなるにつれ減少し、特に50歳代以降、歯を喪失する人が増えています。

【 歯の本数が28本以上ある人の割合（年代別） 】



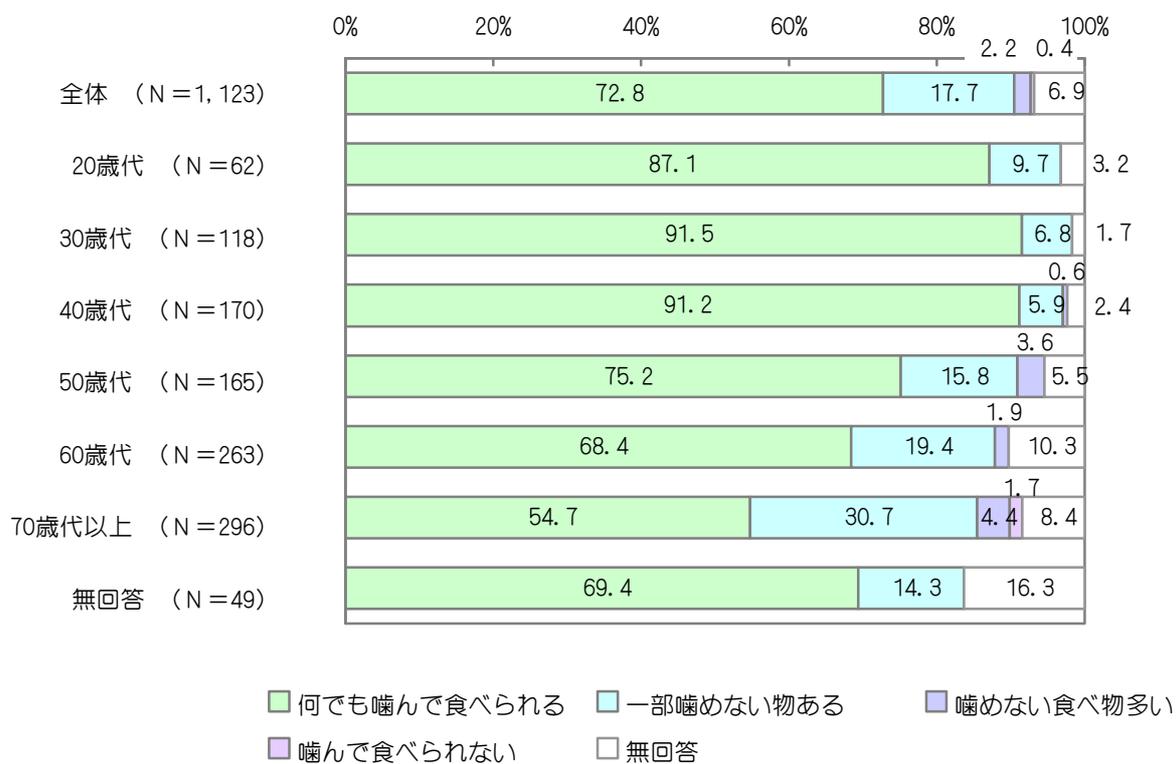
【 歯の本数（年代別） 】



(4) 噛んで食べる時の状態

「何でも噛んで食べられる」と回答した人の割合は、50歳代以降年代が高くなるにつれ減少しています。

【 年代別 】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

生涯を通じたむし歯・歯周病予防を実施し 健康で質の高い生活を送ります

歯と口の健康づくりは、生涯、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしています。毎日の楽しみである食事や会話の基礎となるのはもちろんのこと、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防、高齢期の誤嚥性肺炎や低栄養の予防等、全身の健康に寄与するといわれています。歯と口の健康づくりを進め、市民一人ひとりが健やかで心豊かに生活できることを目指して取り組んでいきます。

2 目標

基本方針を達成するために次の4つの目標を設定します。

1 むし歯・歯周病予防の知識を得る

<妊娠・乳幼児・学齢期>

- 乳歯・永久歯は胎児期から作られはじめるため、妊娠期から、むし歯・歯周病予防に取り組んでいけるよう、意識の向上を図ります。
- 妊娠中の栄養指導、乳幼児期からの望ましい食習慣と生活習慣の啓発を行います。

<青年・成人期>

- 歯周病と糖尿病などさまざまな全身性疾患や喫煙との関係などを周知し、市民の意識の向上を図ります。

<高齢期・障害のある人>

- むし歯や歯周病による歯の喪失がさまざまな全身性疾患や日常生活に及ぼす影響や口腔機能低下予防の知識を普及します。

2 正しい口腔ケアができる

<妊娠・乳幼児・学齢期>

○乳幼児健診・学校歯科健康診断・健康相談・健康教育の場において、正しい歯磨き・仕上げ磨きの習慣、歯間清掃用具の使用を身につけるよう、啓発をすすめていきます。

<青年・成人期>

○歯周病予防に必要な正しい歯磨きや歯間清掃用具の活用など、歯と口の健康を保つための必要な習慣を身につけるセルフケアの充実を図ります。

<高齢期・障害のある人>

○正しい歯磨きや義歯の手入れの方法、歯間清掃用具の使い方について普及します。また、口腔機能を高めるための支援を行います。

3 定期的に歯科健診を受ける

<妊娠・乳幼児・学齢期、青年・成人期、高齢期・障害のある人>

○むし歯・歯周病予防のためにかかりつけ歯科医を持ち、乳幼児期から定期的に歯科健診を受けるようすすめます。

4 生涯自分の歯で食べることができる (8020運動の推進)

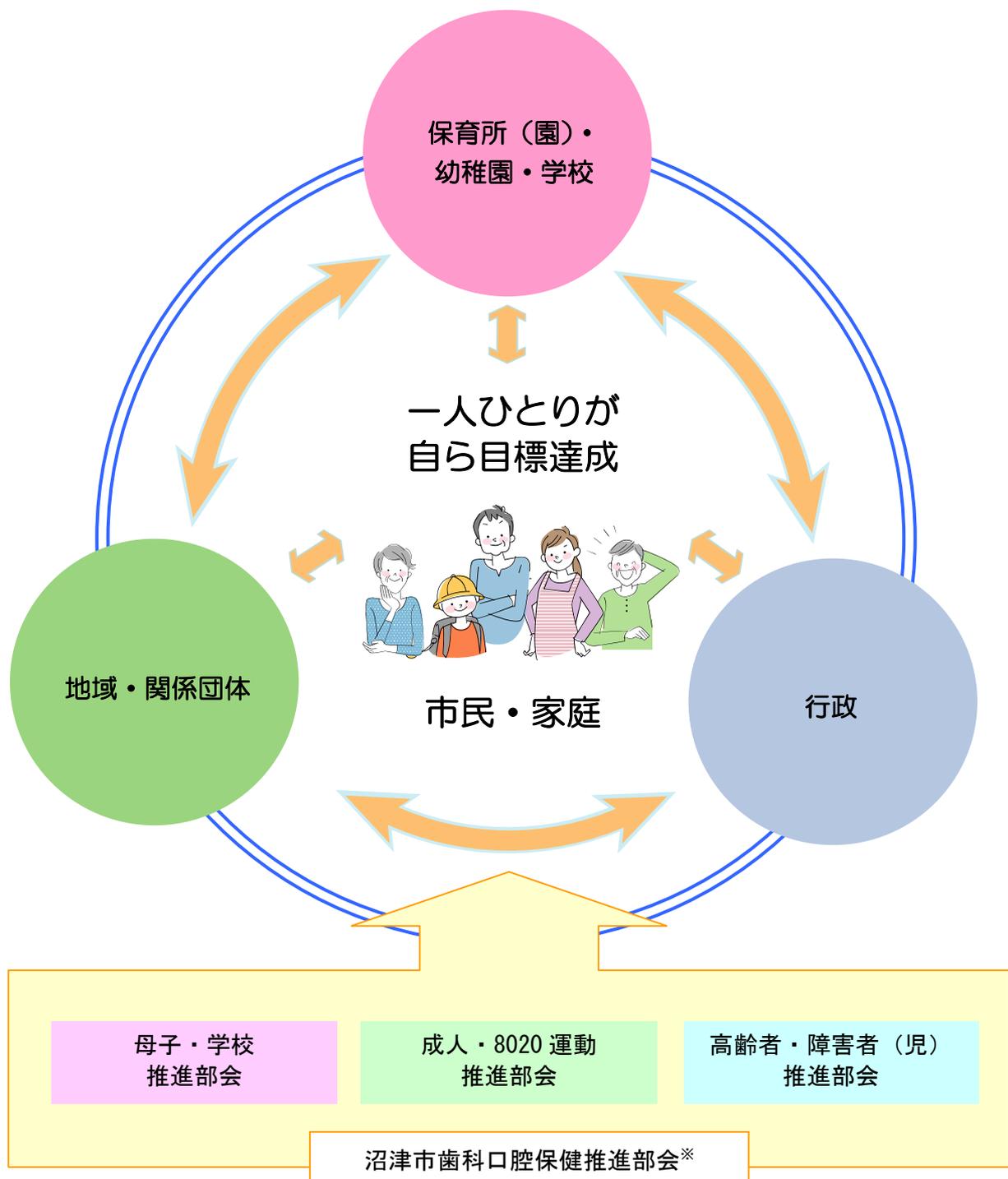
<妊娠・乳幼児・学齢期、青年・成人期、高齢期・障害のある人>

○生涯にわたり、自分の歯を20本以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活を過ごすという「8020運動」を推進します。
8020運動に加え、よく噛むなどの食べ方を通じた歯と口の健康に根ざした食育を推進していきます。

○歯と口の健康づくりボランティアとなる8020推進員の育成に努め、8020推進員の活動により、広く市民に生涯を通じた歯と口の健康づくりを周知していきます。

3 計画の推進体制

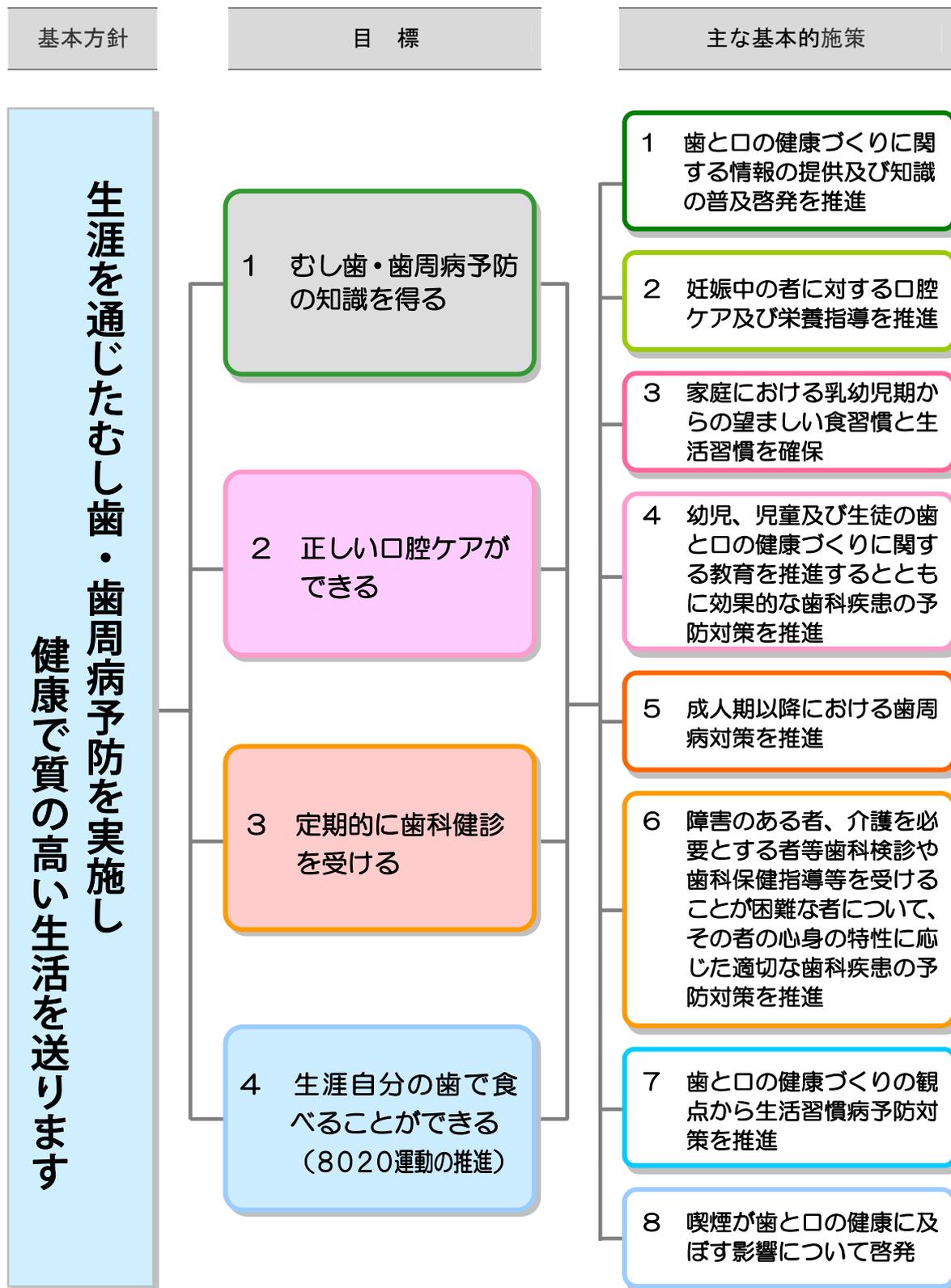
市民一人ひとりが目標を達成するためには、市民・家庭、地域・関係団体、保育所（園）・幼稚園・学校、行政が一体となった取り組みが必要です。そのため、3つの沼津市歯科口腔保健推進部会を設け、それぞれの現状・課題を整理し、市民の意見を取り入れながら、さらなる歯科口腔保健の推進を図っていきます。



※各推進部会は、沼津市歯科医師会、沼津市嘱託歯科衛生士連絡会、沼津市で構成する

（必要に応じて市民参加）

4 計画の体系



第4章 施策の展開

1 ライフステージ別取り組み内容

(1) 妊娠・乳幼児・学齢期

〔現状と課題〕

妊娠期は、ホルモンバランスや生活習慣の変化によりむし歯や歯周病が悪化しやすく、歯周病検診の結果では、妊婦は妊婦以外の20～40歳代に比べて有病率が高くなっています。この時期の歯周病は低出生体重児や流・早産の原因につながるため、予防と治療が必要となります。また、乳歯も永久歯も胎児期から作られはじめるため、妊娠期のむし歯・歯周病予防は、生まれてくる子どもの歯と口の健康づくりの原点となります。

乳幼児期は、味覚が形成されはじめ、後の食生活の基礎をつくる重要な時期です。また、早寝・早起きなどの規則正しい生活や、毎食後の口腔ケアが大切であり、これらの習慣が歯と口の健康づくりの土台・基礎となります。

学齢期は、乳歯から永久歯への生えかわりがあり、家庭での食事の後や学校での給食後に正しい歯みがきを習慣づけていく大切な時期です。

沼津市では、健診の場や保育所（園）・幼稚園・学校におけるむし歯予防の知識の普及、歯の健康づくりに効果的なフッ化物の利用の推進・実施、定期的な歯科医院への受診を推奨しています。しかし、平成25年度における3歳児・5歳児のむし歯の有病者率は、静岡県の数値を上回っています。

むし歯の有病者を減らし、生涯にわたって健康な歯と口を維持できるよう、妊娠期・乳幼児期から、むし歯予防に対する正しい知識の普及と定期的な歯科健診をすすめていくことが必要です。

〔 施策の方向性 〕

健康な乳歯・永久歯を作るために、親子でむし歯予防に努めましょう。

1 むし歯・歯周病予防についての知識の普及

乳歯・永久歯は胎児期から作られはじめるため、妊娠期から、むし歯・歯周病予防に取り組んでいけるよう、意識の向上を図ります。また、健康な歯と口を保つための生活習慣やおやつのととり方についての正しい知識の普及や、フッ化物の利用の推進・実施をすすめていきます。

2 正しい口腔ケアの普及

乳幼児健診・学校歯科健康診断・健康相談・健康教育の場において、正しい歯磨き・仕上げ磨きの習慣、歯間清掃用具の使用を身につけるよう、啓発をすすめていきます。

3 定期的な歯科健診のすすめ

むし歯・歯周病予防のためにかかりつけ歯科医を持ち、乳幼児期から定期的に歯科健診を受けるようすすめていきます。

4 8020運動の推進

生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように、乳幼児期からの咀嚼習慣を育てる支援を推進します。

〔 それぞれの取り組み 〕

市民・家庭の取り組み

- 妊娠期のむし歯・歯周病予防のために、検診・治療を受けましょう。
- 妊娠中はバランスの良い食事を心がけ、胎児期の歯の形成を育みましょう。
- 受動喫煙による妊婦や子どもへの健康被害の防止に努めましょう。
- 喫煙している妊婦は、妊娠を機に禁煙しましょう。
- 規則正しい生活習慣、食習慣、よく噛んで食べることを身につけましょう。
- 乳幼児期のおやつは、時間と量を決めて食べましょう。
- フッ化物の利用を心がけましょう。
- 正しい歯磨き・仕上げ磨きの習慣、歯間清掃用具の使用を身につけましょう。
- かかりつけ歯科医を持ち、家族で受診をしましょう。

地域・関係団体の取り組み

- 歯と口の健康週間のイベントを実施し、市民の歯と口の健康意識の向上を図ります。
- 歯と口の健康週間に合わせて、子育て支援センター等でむし歯予防の健康教育を行います。
- 乳幼児期の歯の健康を守る支援として「お口の健康手帳」を配布します。
- フッ化物の利用によるむし歯予防の紹介や指導を行います。
- 8020推進員が、幼児・学童に向けて、むし歯予防、規則正しい生活習慣、食習慣の大切さについて啓発を行います。
- 園歯科医・学校歯科医は、保育所（園）・幼稚園・学校での子どもの歯と口の健康について地域や関係機関と連携して取り組みます。

保育所（園）・幼稚園・学校の取り組み

■ 「園だより」「季刊誌」「保健だより」等を通して、むし歯や歯周病予防、よく噛むことの大切さについての啓発をします。	子育て支援課 学校教育課
■ 規則正しい生活習慣、食習慣の知識を普及します。	
■ 小中学校で給食後の歯磨きを推進します。	学校教育課
■ 学校歯科健康診断後に必要と認められた児童・生徒に歯科医院の受診を勧奨します。	

行政の取り組み

■ 母子健康手帳交付時に、妊婦に歯科検診受診をすすめます。	健康づくり課
■ 喫煙が、妊婦や子どもの歯と口の健康に及ぼす影響について啓発します。	
■ 歯周病が妊娠・出産に及ぼす影響についての知識を普及します。	
■ 定期的な歯科健診をすすめ、歯科保健指導の充実を図ります。	
■ フッ化物に関する正しい知識を啓発し、利用を促進します。	
■ 各種健診にて、かかりつけ歯科医への定期受診をすすめます。	
■ 規則正しい生活習慣、食習慣の知識を普及します。	健康づくり課 子育て支援課

〔 目標値 〕

指標	現状値 (H25)	目標値	備考
①3歳児健康診査のむし歯有病者率	13.5%	10.0%	1歳6か月児・3歳児 歯科健康診査結果
②中学1年生のむし歯有病者率	32.5% (平成24年)	25.0%	学校歯科健康診断結果
③おやつ時間を決めている児の割合(1歳6か月児)	76.8%	85.0%	健康づくり課
④おやつ時間を決めている児の割合(3歳児)	77.4%	85.0%	健康づくり課
⑤幼児フッ素洗口実施施設の割合(幼稚園)	60.0%	100.0%	健康づくり課
⑥幼児フッ素洗口実施施設の割合(保育所(園))	90.3%	100.0%	健康づくり課
⑦歯間清掃用具の使用割合(3歳児)	25.3%	40.0%	健康づくり課
⑧定期的に歯科医院を受診している児の割合(3歳児)	29.0%	40.0%	健康づくり課



(2) 青年・成人期

〔 現状と課題 〕

青年・成人期は、生活の変化が著しく、定期的な歯科健診をする機会が少ないうえに、仕事や家庭でも多忙な時期であるために、自覚症状があっても放置してしまいがちです。

国民健康保険年齢階層別疾病分類受診率では、20～54歳の年齢区分で「歯肉炎及び歯周疾患」での受診率が1位となっています。

沼津市では、20歳以上の市民から歯周病検診を受診できる体制を整えていますが、平成25年度受診率は、1.3%と低く、歯周病有病率が42.0%と高い状況でした。

歯周病は、40歳以降に歯を失う大きな原因となっており、加齢とともに歯周病が憎悪し喪失歯数も増加します。歯周病のリスク因子としては、喫煙、歯間清掃用具使用の有無、過度の飲酒、定期歯科検診、受診の有無、食習慣、歯磨き回数などが示されています。

特に、喫煙が歯周病および歯の喪失のリスク要因として重要な位置を占めていることから、喫煙の影響について、十分な知識の普及を進める必要があります。

また、歯周病は口の中の問題だけでなく、糖尿病などさまざまな全身性疾患とも深く関わっていることが明らかになっています。早期に歯周病予防に取り組む必要性とともに歯周病が全身性疾患に影響を及ぼすことなど、歯と口の健康づくりの大切さを周知することが必要です。

〔 施策の方向性 〕

歯周病に対して、予防や早期の対応をとるという意識をもちましょう。

1 むし歯・歯周病予防についての知識の普及

20歳代から歯周病検診を受診し、早期から予防対策に取り組む重要性や、喫煙が歯周病に及ぼす影響について周知します。

また、歯周病が糖尿病などさまざまな全身性疾患に大きな影響を与えることについての知識を普及します。

2 正しい口腔ケアの普及

歯周病予防に必要な正しい歯磨きや歯間清掃用具の活用など、歯と口の健康を保つための習慣を身につけるセルフケアの充実を図ります。

3 定期的な歯科健診のすすめ

歯周病を予防していくためには、セルフケアの充実だけでなく、適切な口腔清掃のアドバイスや専門的歯面清掃を行う歯科医師や歯科衛生士によるプロフェッショナルケアも必要となるため、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診を受けるようすすめていきます。

4 8020運動の推進

むし歯・歯周病予防を中心とした歯と口の健康づくり対策に加え、肥満や生活習慣病予防につながる、よく噛むなどの「食べ方」を通じた支援により「8020運動」を推進します。

8020推進員の育成に努め、8020推進員の活動により、広く市民に生涯を通じた歯と口の健康づくりを周知していきます。

〔 それぞれの取り組み 〕

市民・家庭の取り組み

- むし歯や歯周病の原因について正しく理解しましょう。
- 喫煙が歯周病に及ぼす影響について理解しましょう。
- 歯周病が糖尿病などさまざまな全身性疾患に大きな影響を与えることについて理解し、生活習慣病予防に努めていきましょう。
- 飲み込む機能を維持・向上するための体操やよく噛むことで、口腔機能低下を防ぎましょう。
- 一日3回毎食後に歯を磨き、また歯間清掃用具も活用しましょう。
- 定期的に歯科健診を受けましょう。
- 歯と口の相談ができるかかりつけ歯科医を持ち、専門職によるプロフェッショナルケアを受けましょう。
- 治療が必要な場合には、早めに受診しましょう。
- 8020推進員研修会に参加し、8020推進員として活動しましょう。

地域・関係団体の取り組み

- 歯と口の健康づくりについて、学習する機会を設けます。
- かかりつけ歯科医として、定期的に歯と口の健康管理を受けられる環境を整えます。
- 喫煙が歯周病に及ぼす影響について情報提供します。
- 歯周病が糖尿病などさまざまな全身性疾患に大きな影響を与えることについて知識の普及をします。
- 事業所等が歯科健診や歯科保健指導を受けやすい環境づくりに努めます。
- 8020推進員として、歯周病検診の受診促進の啓発活動に努めます。
- 歯科医師会は、8020推進員の育成及び活動を支援します。



行政の取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ■ 歯と口の健康づくりについて、知識を普及します。 ■ 歯周病が糖尿病などさまざまな全身性疾患に大きな影響を与えることについて、広く周知し、生活習慣病予防に努めていきます。 ■ 喫煙が歯周病に及ぼす影響について、広く周知し、禁煙対策に努めていきます。 ■ 正しい歯磨きや歯間清掃用具の使用法とその効果を情報提供します。 ■ 定期的な歯周病検診をすすめます。 ■ 歯周病検診後に必要と認められた人がかかりつけ歯科医にて定期的に歯と口の健康管理ができるようすすめます。 ■ 8020推進員を育成し、8020推進活動の基盤づくりをすすめます。 	健康づくり課
--	--------

〔 目標値 〕

指標	現状値 (H25)	目標値	備考
①定期的な歯科検診を受けている人の割合	41.2%	65.0%	市民意識調査
②歯間清掃用具の使用割合	37.4%	40.0%	市民意識調査
③歯周病に関する知識がある人の割合	45.9%	60.0%	健康づくり課
④歯肉に炎症を有する人の割合	30.6%	25.0%	市民意識調査
20歳代			

第4章 施策の展開

指標		現状値 (H25)	目標値	備考
⑤ 進行した歯周炎を有する人の割合	40 歳代	34.7%	25.0%	市民意識調査
	60 歳代	47.9%	45.0%	市民意識調査
⑥ 喪失歯のない人の割合	40 歳代	57.6%	75.0%	市民意識調査
⑦ 咀嚼良好者の割合	60 歳代	68.4%	80.0%	市民意識調査
⑧ 60 歳 (55 歳～64 歳) で 24 本以上の歯を持っている人の割合		県現状値 (63.4%)	70.0%	平成 25 年健康に関する 県民意識調査
⑨ 歯周病検診受診者数 (年間)	20 歳以上	930 人	1,000 人以上 / 年間	健康づくり課
⑩ 8020推進員研修会修了者		304 人	500 人以上	健康づくり課



(3) 高齢期・障害のある人

〔現状と課題〕

高齢期は歯の喪失が急増し、歯と口の機能が低下しやすい時期です。歯と口の機能は食べ物を噛み、栄養の吸収をよくするだけでなく、おいしく食事をとり会話を楽しむ等、生活の質を確保するための基本的な要素です。また、口腔機能の衰えや口腔内環境の悪化により、低栄養や誤嚥性肺炎、認知症等、全身の健康を脅かす可能性があります。

平成24年度基本チェックリスト[※]では、市の75歳から84歳で20本以上の歯を持っている人の割合は28.7%です。同調査では、口腔機能に関する各質問に約2割の人が固いものが食べにくい、汁物でむせる、口の渇きが気になる等の問題を抱えていると回答しています。そのうち2つ以上の問題を抱えている人は17.8%おり、特に、自分の歯が19本以下の人は噛む、飲み込む等の口腔機能が低下している傾向がみられました。

また、障害のある人は、自分自身での口腔ケアや歯科受診が困難な場合があります。自身での口腔ケアや、介助者による口腔ケアを支援するとともに、診療には特別な配慮をする必要があります。

健やかで豊かな生活を送るため、日頃から歯と口を清潔に保ち、口腔機能を維持・向上する知識と習慣が必要です。

※ 基本チェックリスト：要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、健康状態や日常生活動作等をチェックし、介護が必要になる人を早期に発見し、介護予防に役立てる調査。

〔 施策の方向性 〕

口腔内を清潔にし、噛む、飲み込む等の口腔機能を維持・向上することを心がけ、口腔内の清掃不良や機能低下がもたらす肺炎等の全身への悪影響の予防に努めましょう。

1 むし歯・歯周病予防についての知識の普及

むし歯や歯周病による歯の喪失がさまざまな全身性疾患や日常生活に及ぼす影響や口腔機能低下予防の知識を普及します。

2 正しい口腔ケアの普及

正しい歯磨きや義歯の手入れの方法、歯間清掃用具の使用方法について普及します。また、口腔機能を高めるための支援を行います。

3 定期的な歯科健診のすすめ

むし歯・歯周病予防のためにかかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受けるようすすめます。

4 8020運動の推進

生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるよう健康で質の高い生活を過ごすために、「8020運動」について、関係団体と連携して地域に広めます。

〔 それぞれの取り組み 〕

市民・家庭の取り組み

＜高齢期＞

- 歯と口の健康が全身や日常生活に及ぼす影響を理解しましょう。
- 飲み込む機能を維持・向上するためのお口の体操やよく噛むことで、口腔機能低下を防ぎ、窒息などを予防しましょう。
- 正しい口腔ケアを理解し、歯と口を清潔に保ちましょう。
- 介護を要する人の口腔ケアを毎日行いましょう。
- かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診を受けましょう。

＜障害のある人＞

- 歯と口の健康が全身や日常生活に及ぼす影響を理解しましょう。
- 飲み込む機能を維持・向上するためのお口の体操やよく噛むことで、口腔機能低下を防ぎましょう。
- 家庭でできる口腔ケアの方法を学び、毎日行いましょう。
- かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診を受けましょう。

地域・関係団体の取り組み

＜高齢期＞

- 地域の集まり等で歯と口の健康について学ぶ機会を提供します。
- 楽しく食べて、会話ができるような場を提供します。
- 介護サービス事業者・福祉施設等の職員が正しい口腔ケアの方法や重要性を理解し、普及に努めます。
- 個々に応じた口腔ケアの方法や重要性について指導します。
- 定期的に歯科健診を受けるよう働きかけをします。
- 8020推進員として、口腔機能低下予防の啓発活動に努めます。

<障害のある人>

- 障害者施設・障害者支援事業所等の職員が正しい口腔ケアの方法や重要性を理解し、普及に努めます。
- 個々に応じた口腔ケアの方法や重要性について指導します。
- 訪問歯科診療や診療所のバリアフリー化など、歯科受診しやすい体制を推進します。
- 定期的に歯科健診を受けるよう働きかけます。
- 8020推進員として、口腔ケアや歯科健診の重要性の啓発活動に努めます。





行政の取り組み

<高齢期>

<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種講座などで、歯と口の健康が全身に及ぼす影響や、正しい歯磨きや義歯の手入れについて情報提供します。 	長寿福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護サービス事業者、福祉施設等の職員が正しい口腔ケアを理解し、介護を要する人などの高齢者に対する口腔ケアを実施するための支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種講座などで、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受けるようすすめます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 歯周病検診で、歯と口の健康が全身の健康に及ぼす影響や、正しい歯磨きや義歯の手入れについて情報提供します。 	健康づくり課

<障害のある人>

<ul style="list-style-type: none"> ■ ホームページ、福祉サービスのしおり、事業所宛電子メール等で、障害のある人の歯科に関する情報を提供し、かかりつけ歯科医を持つことをすすめます。 	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 乳幼児健診や相談等に来所できない児に、低年齢のうちからかかりつけ歯科医を持つことをすすめます。 	健康づくり課

[目標値]

指標	現状値 (H24)	目標値	備考
80歳(75~84歳)で20本以上の自分の歯を持つ人の割合	28.7%	35.0%	基本チェックリスト

2 ライフステージ毎の取り組み

市民・家庭の取り組み

地域・関係団体、保育所・幼稚園・学校

行政の取り組み

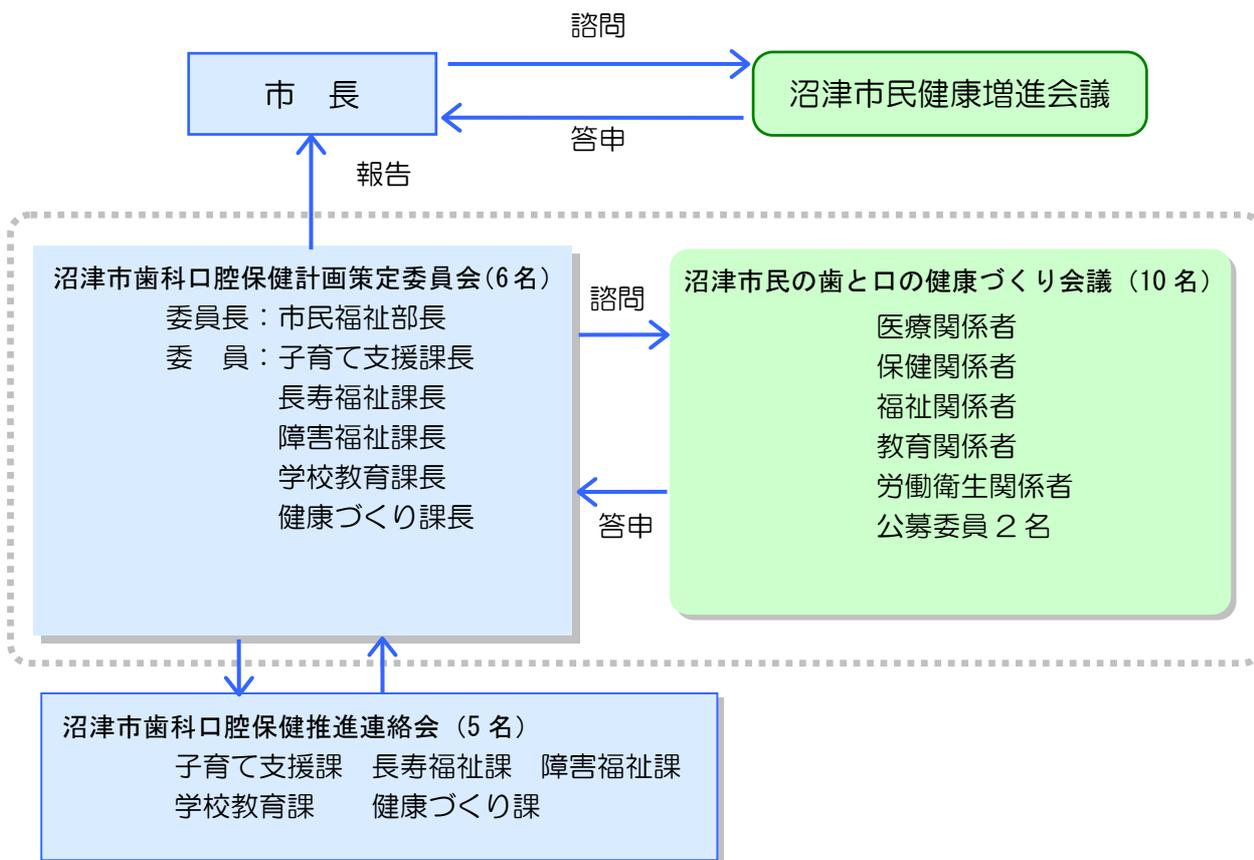
目標	妊娠・乳幼児・学齢期（0～15歳）	青年・成人期（16～64歳）
1 むし歯・歯周病予防の知識を得る	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠中におけるバランスの良い食事の摂取 ○乳幼児の時間と量を決めたおやつ ○規則正しい生活習慣、食習慣の実践 ○喫煙・受動喫煙による妊婦・子どもへの健康被害の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙が歯周病に及ぼす影響について理解 ○歯周病がさまざまな全身性疾患に与える影響を理解し生活習慣病予防の実践
	<ul style="list-style-type: none"> ○「保健だより」等を通して、むし歯や歯周病予防の啓発 ○規則正しい生活習慣、食習慣の知識の普及 ○歯と口の健康週間でのイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○歯と口の健康づくりの知識の普及 ○喫煙が歯周病に及ぼす影響について情報提供 ○歯周病が糖尿病などさまざまな全身性疾患に与える影響について知識の普及
	<ul style="list-style-type: none"> ○全妊婦に歯科検診受診勧奨 ○喫煙が、妊婦の歯に及ぼす影響の啓発 ○歯周病が妊娠・出産に及ぼす影響についての知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○歯周病と喫煙の関係の周知・啓発及び禁煙対策の推進
	○各種イベントや講座における歯と口の健康づくりについて学ぶ機会の提供	
2 正しい口腔ケアができる	<ul style="list-style-type: none"> ○正しい歯磨き・仕上げ磨きの習慣、歯間清掃用具の使用の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○一日3回毎食後の正しい歯磨きの実践 ○歯間清掃用具の活用
	<ul style="list-style-type: none"> ○フッ化物利用の紹介・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校での給食後の歯磨きの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○歯科健診、歯科指導の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○歯間清掃用具等の活用促進
	<ul style="list-style-type: none"> ○フッ化物の利用促進 	
3 定期的に歯科健診を受ける	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受ける 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児に「お口の健康手帳」の配布 ○園や学校での歯科医院の受診勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所等の歯科健診を受けやすい環境づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種検診で、かかりつけ歯科医への定期受診の勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な歯周病検診の勧奨 ○歯周病検診で必要と認められた人のかかりつけ歯科医での定期的な歯と口の健康管理の勧奨
4 生涯自分の歯で食へることができる（8020運動の推進）	<ul style="list-style-type: none"> ○8020推進員研修会への参加 ・地域における8020活動の推進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校での歯科保健活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○8020推進員として歯周病検診の受診促進・啓発活動の実施
		<ul style="list-style-type: none"> ○8020推進員研修会の実施

高齢期（65歳以上）	障害のある人
○歯周病や歯の喪失が全身性疾患や日常生活に及ぼす影響の理解と口腔機能低下予防の周知・啓発	
○歯と口の健康づくりの知識の普及 ○口腔内の清掃不良や機能低下がもたらす肺炎等の全身性疾患との関係の周知・啓発	
○各種イベントや講座における歯と口の健康づくりについて学ぶ機会の提供	
○一日3回毎食後の正しい歯磨きの実践 ○歯間清掃用具の活用 ○口腔機能低下予防の実践	
○義歯の手入れの実践	○家庭でできる口腔ケアの方法を学び、口腔ケアの実践
○口腔ケアの方法や重要性についての個別指導 ○介護・福祉サービス事業所等の職員による正しい口腔ケアの方法や重要性の理解と普及	
○正しい歯磨きや義歯の手入れ、口腔機能低下予防についての情報提供	
○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受ける	
○定期的な受診の勧奨	○訪問歯科診療など、利用者の特性に合わせた歯科受診体制の推進
○各種講座などで、かかりつけ歯科医への定期受診勧奨	○障害のある人の歯科に関する情報提供及びかかりつけ歯科医を持つことを勧奨 ○乳幼児健診や相談等に来所できない児に、低年齢のうちからかかりつけ歯科医を持つことを勧奨
○8020推進員研修会への参加 ・地域における8020活動の推進	
○地域において「8020」を達成するために必要な知識の普及	
○8020推進員研修会の実施	



参考資料

1 沼津市歯科口腔保健計画の策定体制



2 沼津市民の歯と口の健康づくり条例

沼津市条例第23号

沼津市民の歯と口の健康づくり条例をここに公布する。

平成25年10月28日

沼津市長 栗原裕康

沼津市民の歯と口の健康づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口の健康づくりが、市民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口の健康づくりに関し、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、歯と口の健康づくりに関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口の健康づくりは、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 歯と口の健康づくりは、全身の健康の保持増進、生活の質の維持向上及び健康寿命の延伸に深い関わりがあるという認識のもとに行われること。
- (2) 歯と口の健康づくりは、乳幼児期からの望ましい食習慣と生活習慣が基礎となるという認識のもと、出生時から高齢期までの各時期における歯と口の状態及び疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に行われること。
- (3) 歯と口の健康づくりは、市民の生涯にわたる自主的な努力を前提とし、保健、医療、福祉、労働衛生、教育等の関係分野における有機的な連携のもとに行われること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（第6条において「基本理念」という。）にのっとり、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、これを実施するものとする。

(保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関係する者の責務)

第4条 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関係する者は、歯と口の健康づくりを推進するとともに、それぞれの者が行う歯と口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯と口の健康づくりに関する知識及び理解を深めるとともに、生涯にわたって、自らの歯と口の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第6条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する情報の提供及び知識の普及啓発を推進すること。
- (2) 妊娠中の者に対する口腔ケア及び栄養指導を推進すること。
- (3) 家庭における乳幼児期からの望ましい食習慣と生活習慣を確保すること。
- (4) 幼児、児童及び生徒の歯と口の健康づくりに関する教育を推進するとともに、効果的な歯科疾患の予防対策を推進すること。

参考資料

- (5) 成人期以降における歯周病対策を推進すること。
- (6) 障害のある者、介護を必要とする者等、歯科検診や歯科保健指導等を受けることが困難な者について、その者の心身の特性に応じた適切な歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (7) 歯と口の健康づくりの観点から生活習慣病予防対策を推進すること。
- (8) 喫煙が歯と口の健康に及ぼす影響について啓発すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりのために必要な施策を推進すること。

(歯科口腔保健計画)

第7条 市長は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画（以下この条及び次条において「歯科口腔保健計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科口腔保健計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき市が策定した健康増進計画及びその他市が策定する健康づくりに関する計画と調和するものでなければならない。

3 歯科口腔保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯と口の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口の健康づくりに関する具体的施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関し必要な事項

4 市長は、歯科口腔保健計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(沼津市民の歯と口の健康づくり会議)

第8条 第6条の基本的施策を円滑に実施するため、沼津市民の歯と口の健康づくり会議（以下この条において「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 歯科口腔保健計画に関し、市長に意見を述べること。
- (2) 基本的施策を実施するために必要な事項について審議すること。

3 会議は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等関係機関の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、会議に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 沼津市民の歯と口の健康づくり会議規程及び名簿

沼津市民の歯と口の健康づくり会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沼津市民の歯と口の健康づくり条例（平成25年条例第23号）第8条の規定に基づき沼津市が設置する沼津市民の歯と口の健康づくり会議（以下「会議」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を経理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

沼津市民の歯と口の健康づくり会議委員名簿

所属団体	役職	区分	氏名
沼津市歯科医師会	副会長	歯科医師	伊東 邦彦
沼津市歯科医師会	専務理事	歯科医師	芹澤 孝昌
沼津市嘱託歯科衛生士連絡会	歯科衛生士	歯科衛生士	村松 美枝子
あしたか地域包括支援センター	あしたか 包括支援センター長	福祉関係者	中村 美雪
沼津市立西浦保育所	保育所長	福祉関係者	細縦 幸子
沼津市立門池中学校	養護教諭	学校関係者	一杉 美智子
8020推進員	代表	8020推進員	原 明子
富士通株式会社沼津工場 沼津健康推進センター	産業看護師	産業保健関係者	田中 まゆみ
公募委員		公募による市民	武藤 直子
公募委員		公募による市民	大嶽 恵子

4 沼津市歯科口腔保健計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 沼津市歯科口腔保健計画（以下「歯科口腔保健計画」という。）を策定するため沼津市歯科口腔保健計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定にかかる協議及び連絡調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(連絡会)

第6条 委員会に、沼津市歯科口腔保健推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- 2 連絡会の構成は、別表第2に掲げる所属の職員をもって充てる。
- 3 連絡会は、委員会に付議すべき事案について、あらかじめ調査研究及び調整を行うものとする。
- 4 連絡会は、市民福祉部健康づくり課長が招集する。
- 5 連絡会は、会議に関係者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

別表第1（第3条関係）

市民福祉部	市民福祉部長
	子育て支援課長
	長寿福祉課長
	障害福祉課長
	健康づくり課長
教育委員会事務局	学校教育課長

別表第2（第6条関係）

市民福祉部	子育て支援課
	長寿福祉課
	障害福祉課
	健康づくり課
教育委員会事務局	学校教育課